質疑応答書

令和８年10月27日

事業者　各位

会津若松市長　室井　照平

令和８年10月22日付で質問のありましたことについては、下記のとおり回答します。

記

案件名　　図書館システム機器等賃貸借

質問内容が多項にわたるため、次ページに記載します。

	質問事項	回答
1	賃貸借開始に当たり、その納期について近年のコロナウィルス感染拡大等を事例とした、不測の事態を原因とした納期遅延が発生した場合、指名停止や違約金等発生することなく、納期延長等の協議に応じていただけますでしょうか。	納期遅延の原因・状況等を勘案し、事案が発生した場合に協議いたします。
2	賃貸借満了時の物件返却について、貴市にて機器の結線等取り外しの上、1ヶ所に取りまとめていただくことは可能でしょうか。また、受注者は物件搬出のみ行うという認識でよろしいでしょうか。	賃貸借終了後の返還や撤去については全て受託者で行っていただくことになります。
3	賃貸借満了時の物件返却について、撤去先のエレベーター、スロープ等の有無、及び利用可否をお教えください。また、撤去先は建屋の何階になるのかをお教えください。	エレベーター、スロープはあり、利用は可能です。２階の図書館及び中２階の書庫から機器を撤去していただきます。なお、一時保管場所として、中２階書庫を使用していただきます。
4	落札後締結する賃貸借契約書について、弊社指定書式を使用することは可能でしょうか。	あらかじめ示している契約書等を、使用していただきます。
5	機器の保守契約について、別途貴市にて保守提供会社と締結することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	以下の業務について、賃貸人が他社に業務を委託することは可能でしょうか。 ・機器の撤去 ・機器の搬入、据付、設定作業、動作確認試験等 委託に際し、委託することを承認する書面の開示をお願いします。	再委託は可能です。ただし、その場合は契約書中、標準賃貸借契約約款第３条第２項の規定により、あらかじめ書面により発注者の承諾を得ることとなります。 ※承諾願・承諾書様式 別紙１：再委託承諾願 別紙２：再委託承諾書
7	万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点にて残期間の残賃借料が存在する場合、貴市にその金額をご負担して頂けますでしょうか。	事案が発生した場合に、協議いたします。
8	予算削減等の影響により、過去に賃貸借契約を解約または変更等を実施されたケースはございますか。	過去において、実際に契約を解除または変更したケースはありません。
9	動産総合保険は時価額をベース（リース開始からリース終了まで、物件金額相当額を一定割合低減させる方式にて保険金額を設定）にした保険でよろしいでしょうか。	時価額をベースにした動産総合保険で可能です。
10	動産総合保険の付保はハードウェアのみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	賃貸借料のお支払いについて、毎月、前月分をご請求し30日以内にお振込頂くことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

12	保守・サポート体制について、故障による磁気ディスクを交換した場合のデータ消去、データ消去に関する証明書の提出は、保守委託先が実施することでよろしいでしょうか。 弊社は契約期間満了後のデータ消去、報告書の発行しかできません。	故障によるデータ消去、報告書の提出についても、契約期間満了後と同様に、受託者に実施していただくことになります。
13	契約期間満了後のサーバー、PC 等のデータ消去についてデータ消去費用（データ消去作業報告書等の書面発行費用含む）は、リース料に含めるとの認識で問題ないでしょうか。 データ消去について、リース料にデータ消去費用（データ消去作業報告書等の書面発行費用含む）を含む場合、以下ご回答をお願い致します。	リース料に含めるとの認識で問題ありません。
	①データ消去実施場所は、撤去後リース会社の指定場所の実施で構わないでしょうか。	①持ち出しは不可とし、館内で実施していただきます。
	②消去方式は、リース会社指定の方式で宜しいでしょうか。	②仕様書中、５賃貸借の内容⑻に記載のとおり、機器内の適正なデータ廃棄（完全なデータ消去）、全てのデータを復元が困難な状態にしていただくことになります。
	③データ消去対象物件はサーバー、PC に搭載の HDD(SSD)のみでよろしいでしょうか。また、データ消去の対象となる HDD 等対象記憶媒体の本数をご回答頂けますでしょうか。	③仕様書中、５賃貸借の内容⑻及び「図書館システム導入機器明細」の記載のとおりです。
	④設置場所ごとの取外し・集約作業は、貴市にて行っていただけるのでしょうか。	④仕様書中、５賃貸借の内容⑹に記載のとおり、賃貸借終了後の返還や撤去にかかる費用については全て賃貸借料に含めるため、受託者で行っていただくことになります。
	⑤データ消去実施後の提出書類は、データ消去作業報告書でよろしいでしょうか。	⑤仕様書中、５賃貸借の内容⑻の記載のとおり、全てのデータを復元が困難な状態にし、データ消去作業が完了したことを証明する報告書を提出していただきます。
	⑥データ消去作業報告書の提出期限について、努力義務との認識で問題ないでしょうか。	⑥機器の返還・撤去及び報告書の提出については、速やかに実施、提出していただくことになります。
	⑦現地（オンサイト）でのデータ消去の場合、デー	⑦生涯学習総合センター内、中２階の

	タ消去作業場所をご教示下さい。 ⑧ソフトウェア消去にて対応が出来ない場合、物理破壊を実施致しますが、消去報告書に破壊後の記憶媒体の写真は必要ありますでしょうか。 ⑨BIOS/UEFI(HDD)パスワードが設定されている場合、契約満了、返却時にパスワードを解除または開示して頂けるとの認識で問題無いでしょうか。 ⑩データ消去業務の委託は可能でしょうか。 ⑪委託が可能な場合、委託することを承認する書面を弊社へご提出頂くことは可能でしょうか。	書庫にて実施していただきます。 ⑧仕様書中、５賃貸借の内容⑻の記載のとおり、データ消去作業の証明として必要となります。 ⑨お見込みのとおりです。 ⑩⑪再委託は可能です。ただし、その場合は契約書中、標準賃貸借契約約款第３条第２項の規定により、あらかじめ書面により発注者の承諾を得ることとなります。 ※承諾願・承諾書様式 別紙１：再委託承諾願 別紙２：再委託承諾書

（別紙１）　　年　　月　　日

会津若松市長　室井　照平　様

所在地
商号
代表者職氏名　　印

賃貸借契約に関する再委託について

年　　月　　日付で締結した下記賃貸借契約に関する業務の一部について、再委託を行いたいので承諾願います。

記

１　賃貸借の名称
　○○賃貸借

２　再委託する業務内容
・
・

３　再委託の理由
　○○のため

４　再委託期間
　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

５　再委託先
⑴　商号又は名称
⑵　氏名又は代表者の職・氏名
⑶　所在地
⑷　再委託予定金額

（別紙２）

第　　号
年　月　　日

（受託者）
○○　株式会社
代表取締役　　様

会津若松市長　室井　照平

賃貸借契約に関する再委託について

年　月　日付けで申請のありました業務の再委託について、下記のとおり条件を付して承諾します。

記

１　契約件名
　○○賃貸借
２　再委託の内容

３　再委託の相手方
　⑴　商号又は名称
　⑵　氏名又は代表者の職・氏名
　⑶　所在地
　⑷　再委託予定金額
４　再委託の承諾の条件
　⑴　受託者は、再委託の相手方に、この承諾に係る契約の履行を第三者に一括して請負わせてはならない。
　⑵　再委託の相手方による再委託に係る業務の履行により、本市に損害を与えたときは、受託者が本市に対する賠償の責を負うこと。
　⑶　契約の目的物について、再委託の相手方による再委託に係る業務の履行に係る部分にかしがあったときは、受託者が契約の規定によるかし担保責任を負うこと。
　⑷　再委託にあたって、受託者は、再委託の相手方に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。
　⑸　再委託の相手方がこの承諾の条件に違反したときは、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受託者に損害が発生したとき、本市は一切の賠償の責を負わない。